

山口県配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する基本計画（改定版）

平成21年(2009年)3月

山 口 県

は じ め に

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む人権侵害であり、その根絶は、男女共同参画社会の実現、また、現在、本県が取り組んでいる「住み良さ日本一の元気県」の実現を図っていく上で、克服すべき重要な課題の一つです。

このため、平成18年1月に「山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、配偶者からの暴力を許さない社会の実現に向けた啓発を推進するとともに、相談や保護、自立支援など、被害を受けた人に対する支援に取り組んでまいりました。

この計画も策定から3年が経過し、この間、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正や、本基本計画の基礎となります国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の全面改定など、配偶者からの暴力を取り巻く環境も大きく変化してきており、このような動きに弾力的に対応するため、このたび、山口県男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、広く県民の皆様のご意見やご提案をいただきながら、計画の見直し・改定を行いました。

私は、今回の見直し・改定を踏まえ、県民の皆様や市町、関係機関・団体等と連携・協働を図りながら、配偶者からの暴力のない社会の実現に向けて、今後とも積極的に取り組んでまいりますので、皆様方のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成21年(2009年)3月

山口県知事 二 井 関 成

- 目 次 -

第1章	計画改定に当たって	
1	計画改定の趣旨	1
2	計画の性格と役割	1
3	計画の期間	1
第2章	計画改定の背景	
1	本県の配偶者暴力の現状	
(1)	統計データからみた配偶者暴力	2
(2)	県民調査からみた配偶者暴力	4
2	計画策定後の主な動き	
(1)	「配偶者暴力防止法」の改正・「基本方針」の改定	7
(2)	山口県男女共同参画基本計画の改定	7
3	計画期間中の主な取組とその検証	8
第3章	改定計画の目指す方向	
1	改定計画の目指すもの	9
2	施策の体系	9
第4章	計画の内容	
1	配偶者暴力を許さない社会の実現	10
2	被害者が迷わず相談できる体制の整備	12
3	被害者を保護する体制の整備・充実	15
4	被害者の自立に向けた支援の充実・強化	18
5	市町、関係機関・団体等との連携・協働の推進	22
	参考資料	25

第1章 計画改定に当たって

1 計画改定の趣旨

配偶者からの暴力（以下「配偶者暴力」と記す。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

山口県では、平成18年1月に「山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（以下「基本計画」と記す。）」を策定し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する諸施策の推進に、市町、関係機関・団体等と連携して、計画的に取り組んできているところです。

しかしながら、基本計画策定から3年が経過し、この間、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」と記す。）」の改正や、これに伴う、基本計画の基礎となる「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」と記す。）」の全面改定など、配偶者暴力を取り巻く環境が計画策定後大きく変化しており、このような動きに的確に対応する必要があることから、基本計画の取組の検証を行い、内容の見直しを実施することとしました。

【配偶者からの暴力】

配偶者暴力防止法に規定されている「配偶者からの暴力」の「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」の場合や、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）、引き続き暴力を受ける場合も含みます。

また「暴力」については、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（いわゆる精神的暴力又は性的暴力）であることが規定されています。ただし、保護命令に関する規定は、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた者を対象とし、警察官による被害の防止等に関する規定は、身体に対する暴力を受けた者のみを対象として適用されることとなっています。

2 計画の性格と役割

この計画は、配偶者暴力防止法の規定に基づく都道府県基本計画です。

また、本県の「やまぐち未来デザイン21」の分野別計画である「山口県男女共同参画基本計画」の部門別の計画として位置付けられるもので、次のような役割を担うこととします。

本県の配偶者暴力対策を総合的かつ計画的に推進するための基本指針と施策の実施内容を示すものとします。

市町に対しては、配偶者暴力対策推進の共通指針として、県と一体となった取組の推進を期待します。また、国の基本方針とともに、市町配偶者暴力対策基本計画の基準となることを期待します。

関係機関・団体等に対しては、この計画の推進について理解と協力を求めるとともに、県と連携した取組を期待します。

県民に対しては、この計画の推進について理解と協力を期待します。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成21年度から平成24年度までの4年間とします。

ただし、計画の期間内でも、配偶者暴力防止法や基本方針が見直された場合及び新たに盛り込むべき事項等が生じた場合には、必要に応じ、見直しを実施します。

第2章 計画改定の背景

1 本県の配偶者暴力の現状

(1) 統計データからみた配偶者暴力

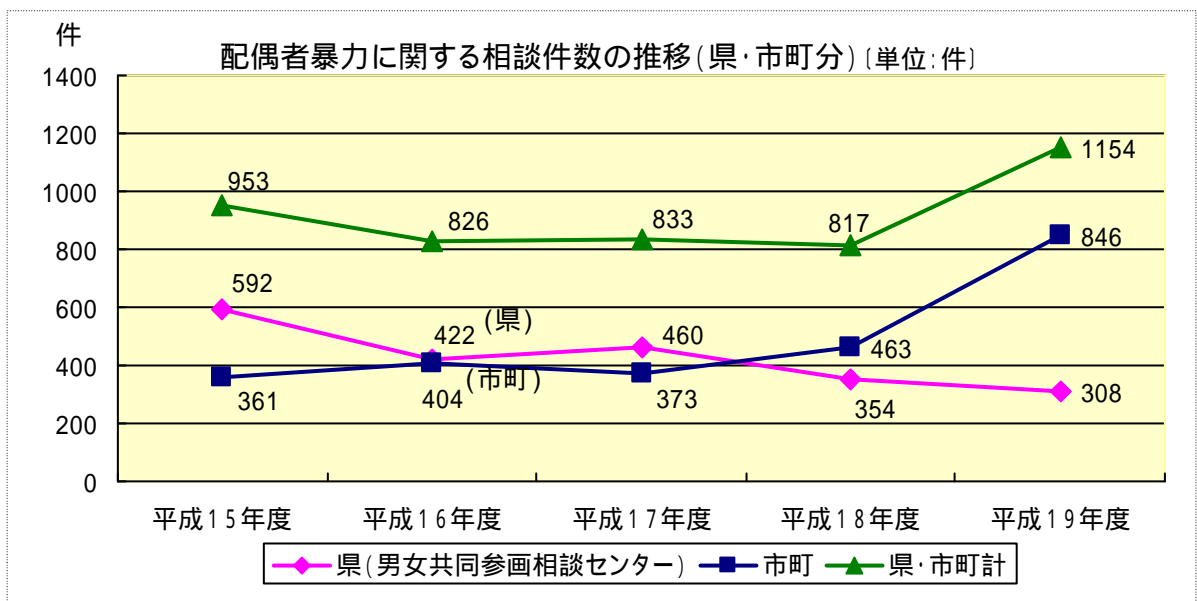
配偶者暴力に関する相談件数

《県（山口県男女共同参画相談センター）及び市町受付分》

以下「男女共同参画相談センター」と記す。

平成19年度に受け付けた相談件数の合計は1,154件となっており、平成18年度の817件から、大幅に相談件数が増加しています。

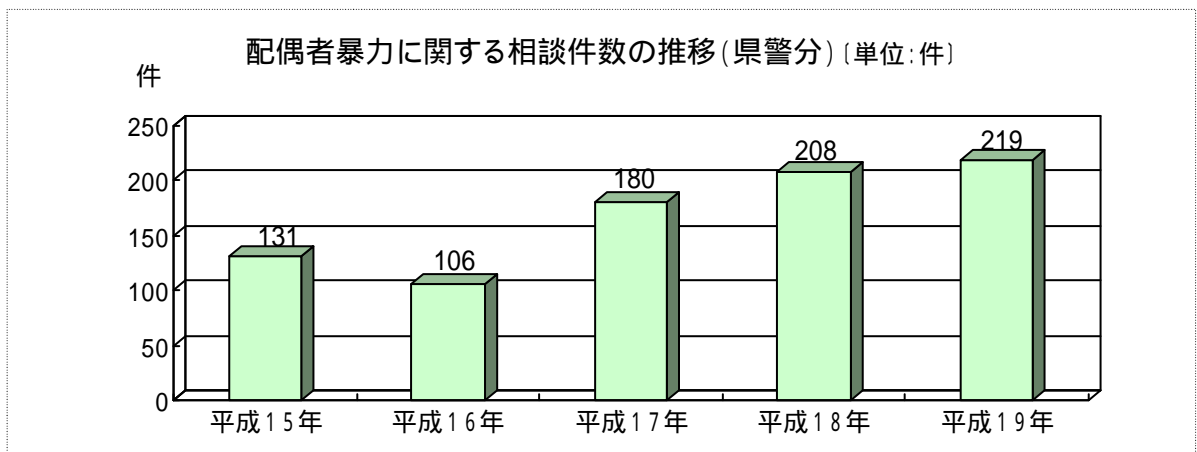
なお、本県では、平成18年度に全市町において、配偶者暴力の相談窓口の明確化が図られました。



【調査の出典】男女共同参画相談センター調べ（県分）、男女共同参画課調べ（市町分）

《県警察本部受付分（各警察署受付分を含む）》

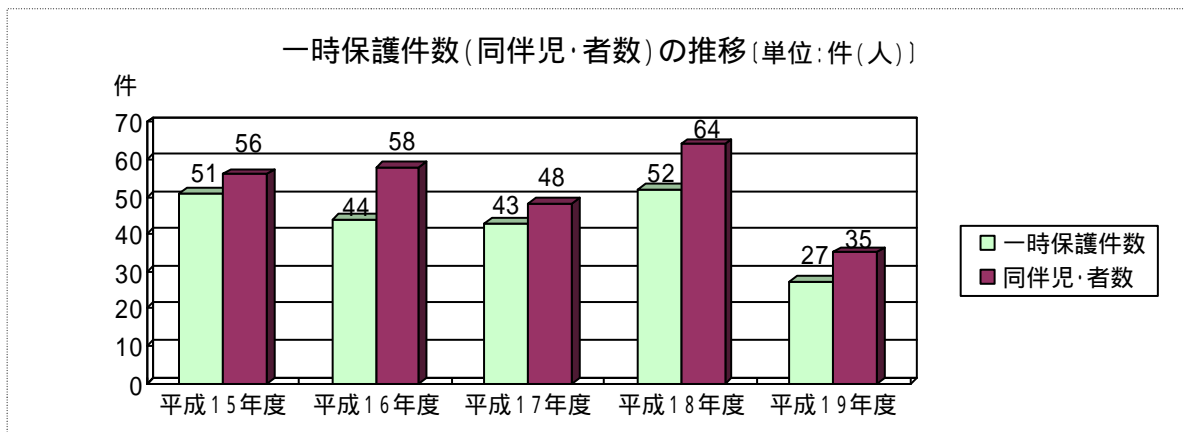
増加傾向にあり、平成19年の相談件数（219件）は平成15年から7割弱の増となっています。



【調査の出典】県警察本部調べ 暦年(1月～12月)の数値

配偶者暴力による一時保護件数

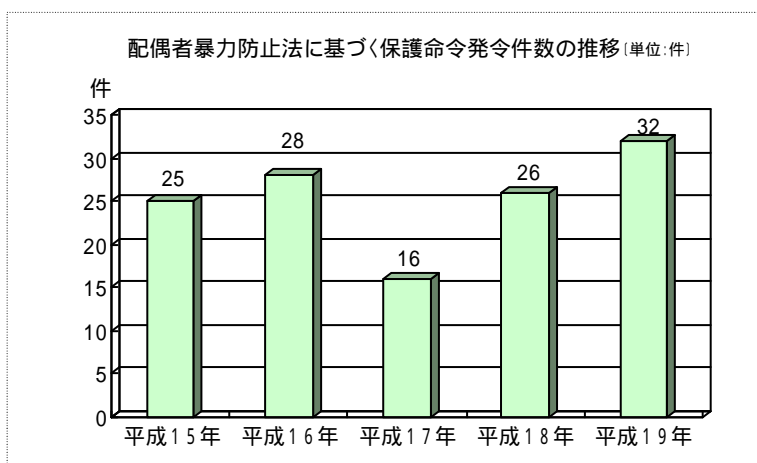
男女共同参画相談センターが実施した、配偶者暴力を理由とする被害者等の一時保護の件数（一時保護委託を含む）は、概ね50件前後で推移しています。



【調査の出典】男女共同参画相談センター調べ

配偶者暴力防止法に基づく保護命令発令件数

山口地方裁判所管内で保護命令が発令された件数は、平成19年に32件と初めて30件台を記録しました。



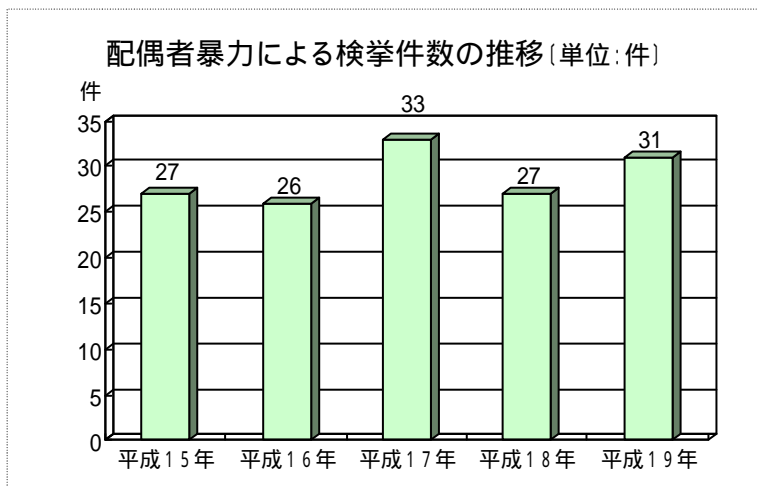
保護命令

被害者からの申立てにより、裁判所が配偶者暴力防止法に基づき加害者に対し発する命令。接近禁止命令、退去命令及び電話等の禁止命令の3種類がある。

【調査の出典】山口地方裁判所調べ
暦年(1月~12月)の数値

配偶者暴力による検挙件数

30件前後で推移しており、平成19年は31件となっています。



検挙件数

配偶者暴力防止法違反及び他法令(傷害、暴行等)による検挙件数の計

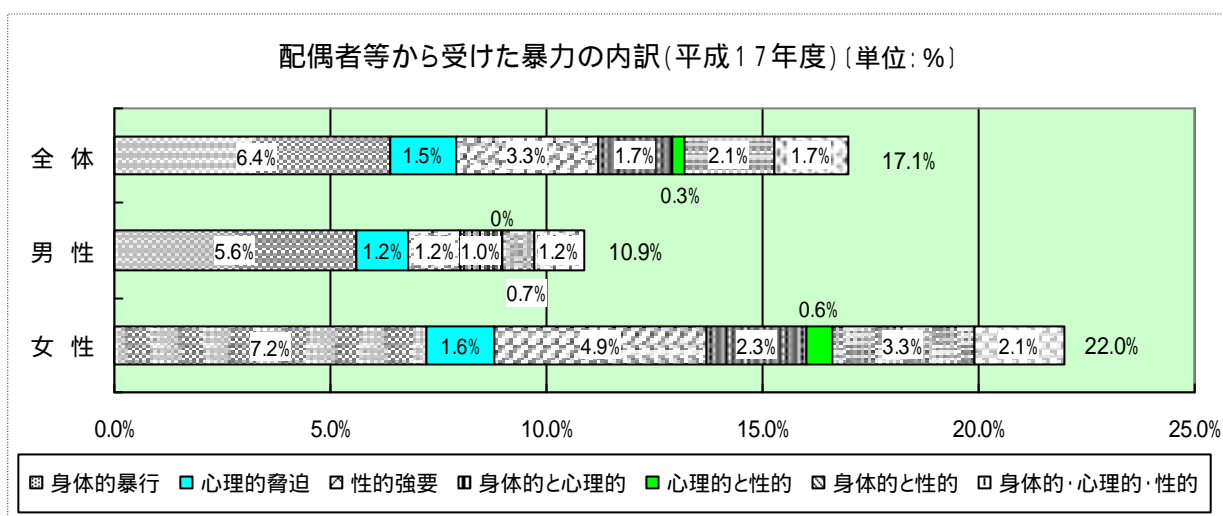
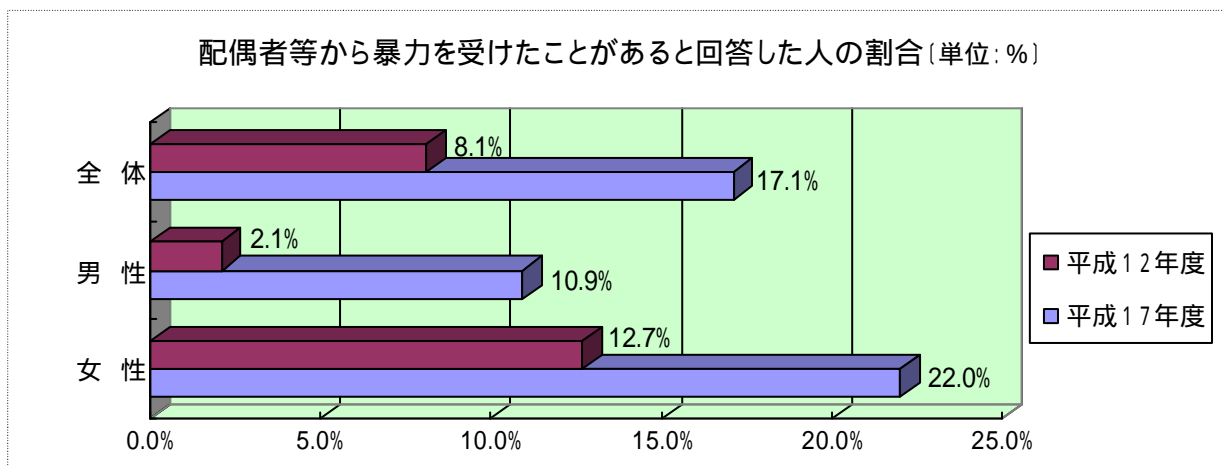
【調査の出典】県警察本部調べ
暦年(1月~12月)の数値

(2) 県民調査からみた配偶者暴力【調査の出典】平成17年度男女間における暴力に関する調査

配偶者等からの暴力の被害経験

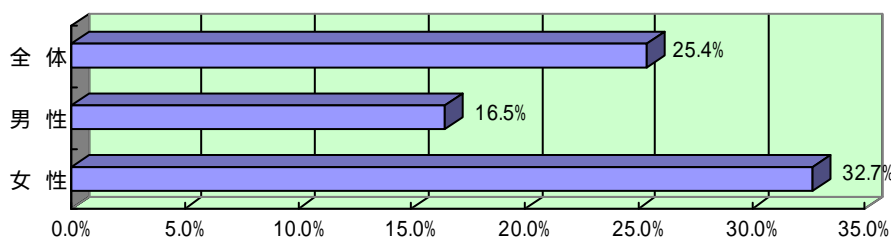
現在又は過去に配偶者や恋人がいる(いた)人のうち、男性で約9人に1人、女性で約5人に1人が「暴力を受けたことがある。」と回答しています。

また、「暴力を受けたことがある。」と回答した人の割合は、前回の平成12年度調査と比較して、男女とも大幅に増加しています。



【参考】配偶者から暴力を受けたことがあると回答した人の割合(全国・平成17年度)(単位:%)

男性で約6人に1人、女性で約3人に1人が「暴力を受けたことがある。」と回答しています。なお、この調査では、「これまでに結婚したことがある人」に対して聞いています。



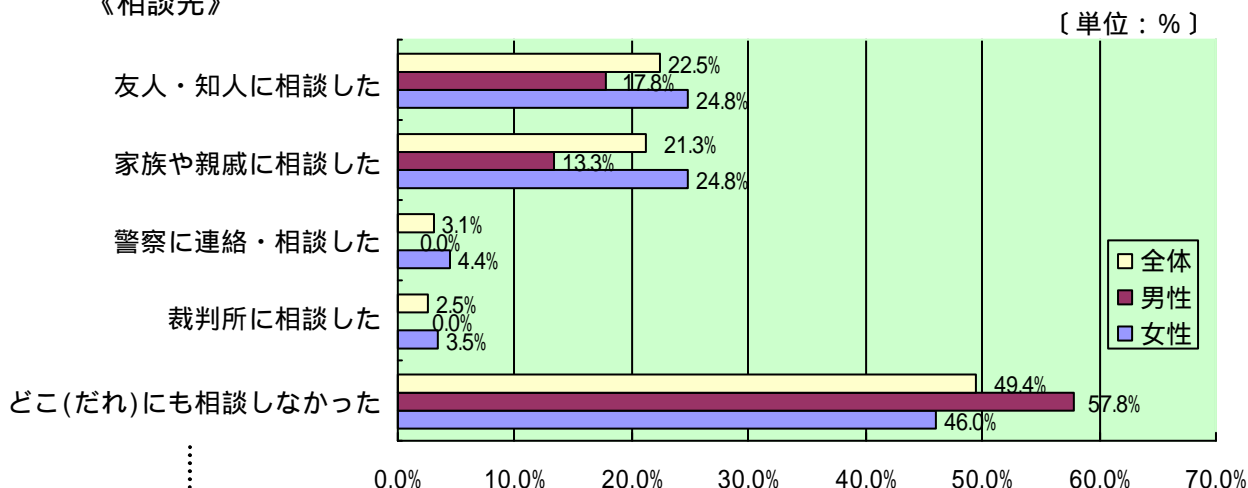
【調査の出典】平成17年度内閣府「配偶者等からの暴力に関する調査」

配偶者暴力被害者の相談状況

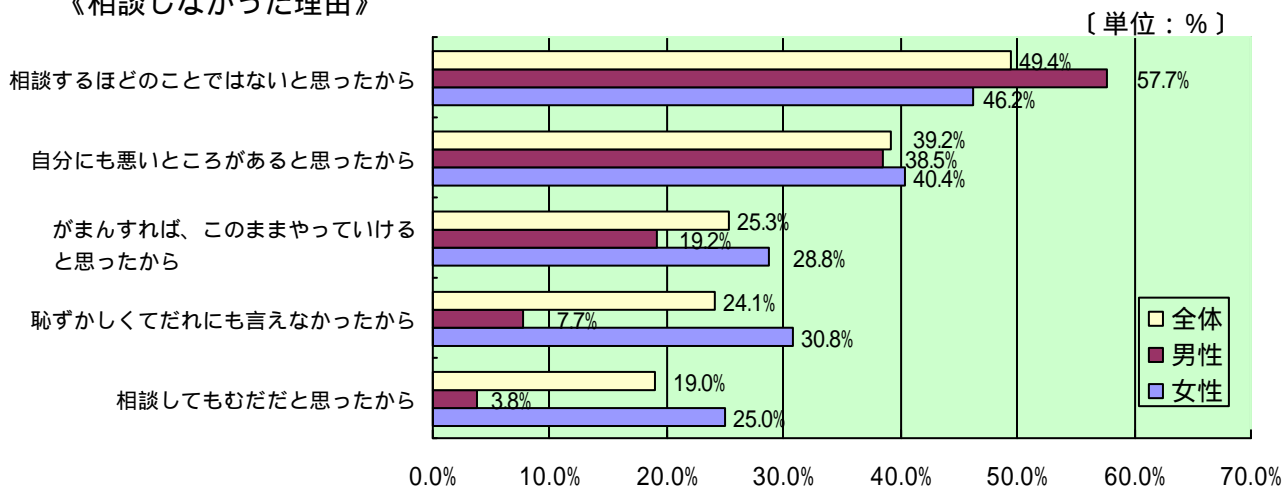
「暴力を受けたことがある。」と回答した人の相談先は、「友人・知人（22.5%）」及び「家族・親戚（21.3%）」と、身近な人が上位を占めています。

一方で、約半数の人（49.4%）が、どこ(だれ)にも相談していない状況にあり、相談しなかった理由として、「相談するほどのことではないと思ったから（49.4%）」、「自分にも悪いところがあると思ったから（39.2%）」、「自分にも悪いところがあると思ったから（39.2%）」などを挙げています。

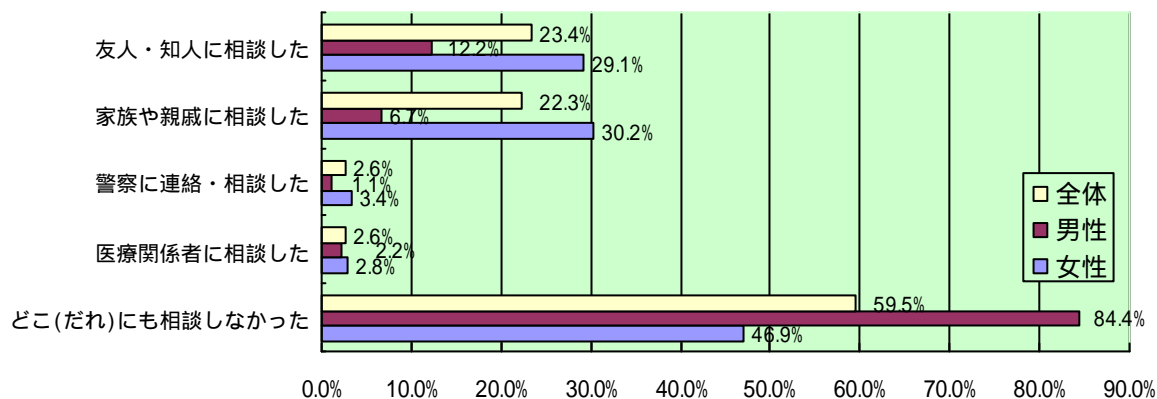
《相談先》



《相談しなかった理由》



【参考】配偶者からの被害の相談先 過去5年以内に被害経験のある人に調査(全国・平成17年度) (単位：%)

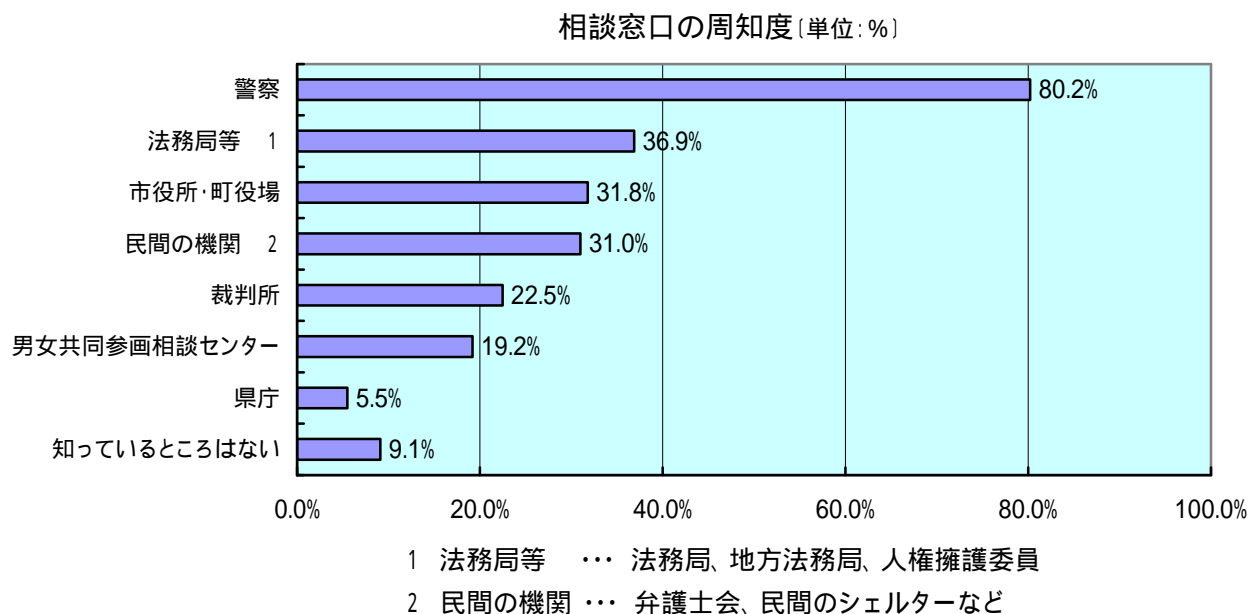


【調査の出典】平成17年度内閣府「配偶者等からの暴力に関する調査」

相談窓口の周知度 全員に調査

配偶者暴力についての相談窓口として知っているものとしては、警察が80.2%で1位であり、以下、法務局等(36.9%)、市役所・町役場(31.8%)の順となっています。

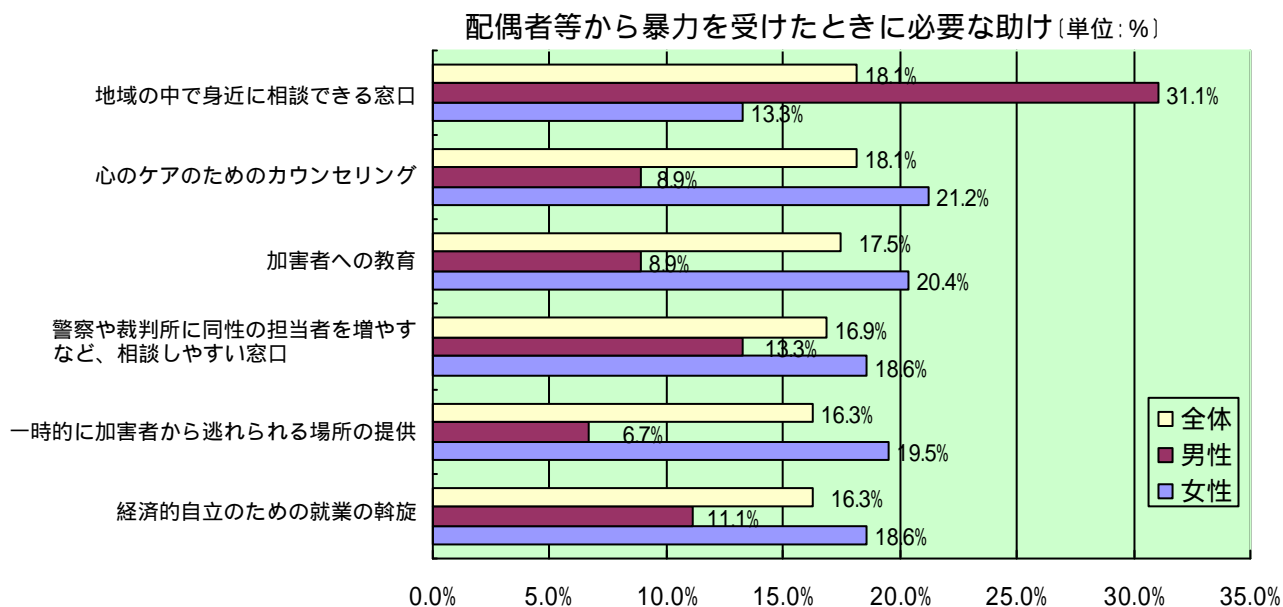
なお、配偶者暴力相談支援センターである「男女共同参画相談センター」の周知度は19.2%であり、周知順でも6番目にとどまっています。



配偶者等から暴力を受けたときに必要な助け 全員に調査

全体では、「地域の中で身近に相談できる窓口」及び「心のケアのためのカウンセリング」が18.1%で、ともに1位となっています。

男女別にみると、男性では「地域の中で身近に相談できる窓口」が31.1%で、また、女性では「心のケアのためのカウンセリング」が21.2%で、それぞれ1位となっています。



2 計画策定後の主な動き

(1) 「配偶者暴力防止法」の改正・「基本方針」の改定

配偶者暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として制定された「配偶者暴力防止法」が改正され、これに伴い、本基本計画の基礎となる「基本方針」も改定され、ともに平成20年1月に施行されました。

《主な改正・改定の内容》

配偶者暴力対策における市町村の役割の明確化・強化

- ・ 市町村基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務化
- ・ 被害者が地域で生活していく際の、継続的な自立支援策の実施 など

被害者保護対策として、被害者の緊急時における安全確保を明記

被害者の自立支援策の強化（関係機関等への同行支援と、支援等に関する手続の一元化などを追加）

保護命令制度の拡充（生命等に対する脅迫を対象化、電話の禁止等）、制度における配偶者暴力相談支援センターの役割の明確化 など

(2) 山口県男女共同参画基本計画の改定

本県の男女共同参画関連施策推進の基本指針であり、本基本計画の上位計画である「山口県男女共同参画基本計画」が平成19年3月に改定され、配偶者暴力対策に関する内容（重点項目3 男女間における暴力の根絶）についても見直されました。

《主な改定内容（新たに加わった内容）》

被害者への自立支援対策などの実践活動の充実・強化

配偶者暴力の相談支援の専門機関である「男女共同参画相談センター」についての普及啓発と宣伝活動の強化

「配偶者に該当しない交際相手等からの暴力の被害者保護」の追加 など

3 計画期間中の主な取組とその検証

平成18年1月に策定した基本計画には、計画期間中に取り組む78の施策(うち再掲3施策)を掲載しています。

これらの施策について計画的な取組を実施するとともに、実施した施策の効果・評価、課題等に関する検証を行いました。

なお、検証結果の概要は次のとおりです。

【検証結果の概要】

【総論】

全ての施策について、概ね順調な進捗を図ることができた。

【各論】

順調な進捗を確保できた取組の例

全市町における配偶者暴力相談窓口の明確化(平成18年度)

〔市町の相談受付件数〕 平成18年度:463件 平成19年度:846件

各種配偶者暴力対応マニュアルの作成

- ・ 関係者別(医療関係者用、民生委員・児童委員用、保育・教育関係者用)(平成18年度)
- ・ 相談窓口用(平成19年度)

市町と連携した住宅(公営住宅)確保支援

〔優先入居〕 平成18年1月:1町 平成20年4月:11市町

〔目的外使用〕 平成18年1月:2市町 平成20年4月:8市町

取組の強化が必要な事項

被害者の地域での生活を支援するための、市町における連携体制の整備の推進

- ☛ 被害者の自立のためには、被害者が居住し、被害者に最も身近である市町における、支援策の強化を図ることが必要。

国の新しい基本方針とも連動(市町村の役割として、「地域で生活していく際に、関係機関と連絡調整を行い、自立に向けた継続的な支援を行うこと」を新たに明記)

被害者に関する情報の管理の徹底

- ☛ 被害者の安全の確保に第一義的に取り組む必要がある中、取組のさらなる強化・徹底を図ることが必要。

その他の事項

「公営住宅の空き室状況等の一元管理」については検討を行ったが、当該情報については、男女共同参画相談センターの業務上(相談、施設部門とも)、必要性があまりないため、「市町営住宅の空き室情報の提供依頼」に集約する。

「民間シェルター(15ページ参照)及びステップハウス(19ページ参照)設置への支援」については、民間団体等での新たな設置がなかったため、県における取組(支援)もない。

第3章 改定計画の目指す方向

1 改定計画の目指すもの

「配偶者暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。」との認識のもと、配偶者暴力の防止及び被害者の保護を図るため、諸施策を推進し、『配偶者暴力のない社会の実現』を目指します。

2 施策の体系

配偶者暴力のない社会の実現に向けて、次のとおり5つの柱を基に施策体系を設定し、第2章に記載した3つの「計画改定の背景」の内容を踏まえ、市町、関係機関・団体等と連携し、諸施策を総合的、かつ、計画的に推進します。

【施策の体系】(87施策(うち再掲3))

1 配偶者暴力を許さない社会の実現(9施策)

- A 暴力を許さない県民意識の醸成
- B 人権教育、男女平等に関する教育の推進
- C 配偶者暴力に関する調査
- D 交際相手等からの暴力への対策

2 被害者が迷わず相談できる体制の整備(17施策)

- A 相談窓口の周知の強化
- B 県における相談体制の整備・充実
- C 市町、関係機関・団体等と連携した取組の推進
- D 相談に携わる人材の育成及びケア

3 被害者を保護する体制の整備・充実(21施策)

- A 配偶者暴力の通報等に関する体制整備
- B 通報等への対応と緊急時における安全の確保
- C 男女共同参画相談センターの一時保護所等における支援
- D 関係機関・団体等と連携した適切な一時保護の実施

4 被害者の自立に向けた支援の充実・強化(30施策(うち再掲2))

- A 被害者の状況に応じた適切な支援の推進
- B 経済的自立に向けた支援
- C 住宅の確保支援
- D 子どもに対する支援
- E 地域における支援
- F 保護命令制度の利用等や司法手続きに関する支援
- G 被害者等の個人情報の保護の徹底

5 市町、関係機関・団体等との連携・協働の推進(10施策(うち再掲1))

- A 関係機関の連携・協力
- B 市町への支援と連携
- C 民間団体等との連携・協働
- D 苦情に対する適切かつ迅速な処理

第4章 計画の内容

1 配偶者暴力を許さない社会の実現

配偶者暴力の根絶に向け、暴力は絶対に許さないという意識醸成を図るため、普及啓発の強化や、人権尊重の意識を高める教育の充実などの取組を進めます。

【これまでの取組の検証】

各種普及啓発資料の作成・配布や地域フォーラムの開催、さらには、民間団体等と協働した啓発事業の実施などにより、配偶者暴力防止に向けた県民への啓発活動に幅広く取り組みました。

また、学校、家庭、地域において、人権尊重や男女平等を推進する教育及び学習機会の充実に努めるとともに、これらの教育の充実を図るため、指導に当たる者に対する研修等にも取り組みました。

【今後の取組の方向性】

配偶者暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるものの、社会の理解は未だ十分とは言えないものがあります。

配偶者暴力の根絶に向け、全ての人々が自分の人権だけでなく相手方の人権を尊重し、暴力は絶対に許さないという意識醸成を図るため、各種広報媒体を活用した普及啓発や、教育の充実などの取組を進めます。

また、今後の配偶者暴力対策推進の参考資料とするため、本県の配偶者暴力の現状・県民の配偶者暴力に関する認知度や、加害者更生の指導方法等に関する調査を実施します。

あわせて、配偶者暴力の予防の観点も含めて、配偶者暴力防止法における配偶者に該当しない「交際相手等」からの暴力への対策にも取り組みます。

具体的取組〔9施策〕

- A 暴力を許さない県民意識の醸成
- a 男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力を許さない意識を社会のあらゆる分野で醸成するための啓発活動を、啓発資料の作成や講演会の開催、各種広報媒体を活用した広報等を通じて、積極的に進めます。
 - b 市町における普及啓発・広報、人権教育等の取組や、事業所や団体等が自主的に行う研修等の取組を支援するため、講師の派遣や情報提供等を行います。
- B 人権教育、男女平等に関する教育の推進
- a 学校教育全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどに関する教育を推進するとともに、その内容の充実を図ります。
 - b 家庭や地域において、個人の尊厳と男女平等の意識の醸成を図るとともに、男女が共に社会の対等な構成員として社会参画できるよう、人権や男女共同参画に関する学習情報の提供や学習機会の充実に努めます。
 - c これらの教育の充実を図るため、各分野において指導に当たる者に対する研修等に取り組み、男女共同参画の理念の理解促進や、男女共同参画意識の向上に努めます。
- C 配偶者暴力に関する調査
- a 本県の配偶者暴力の現状や県民の配偶者暴力に関する認知度等に関する調査を定期的を実施し、配偶者暴力を取り巻く状況や実態を適切に収集・把握し、広く情報提供を行うとともに、その成果を今後の施策への反映に努めます。
 - b 被害者の保護とともに重要である加害者の更生のための指導方法について、国における調査研究の把握、民間団体等における取組状況等の情報収集を行います。
- D 交際相手等からの暴力への対策
- a 配偶者暴力防止法における配偶者に該当しない「交際相手等」からの暴力に関しても、暴力の根絶に向けた啓発活動に努めるとともに、相談、保護、自立支援等の被害者への援助にも取り組みます。
 - b 特に、若年層に対し、若年層向けの啓発資料の作成・配布等を通じ、将来の配偶者暴力の予防の観点も含めて、交際相手や配偶者等からの暴力の問題について考える機会を、積極的に提供します。

2 被害者が迷わず相談できる体制の整備

配偶者暴力の被害者が迷わず相談できるよう、相談窓口の周知に取り組むとともに、引き続き、相談体制の整備・充実に向けた取組を進めます。

【これまでの取組の検証】

県（男女共同参画相談センター、警察）、市町、関係機関・団体等の連携により、配偶者暴力に関する相談体制の整備を図るとともに、研修の開催、相談対応マニュアルの作成等により、相談に携わる人の育成・支援に努めました。

特に、本県では、全ての市町において配偶者暴力の相談窓口が明確化され（平成18年度）、被害者が相談しやすい体制の整備を図れました。〔参考：市町の相談受付件数〕 463件 846件

一方で、県民に対する調査の結果によると、配偶者暴力の被害者の約半数が、どこ（だれ）にも相談しておらず、また、配偶者暴力の相談支援の専門機関である「男女共同参画相談センター」についての周知度は19.2%にとどまっています。（平成17年度調査）

【今後の取組の方向性】

取組の検証にも記したとおり、本県では、配偶者暴力の被害者の約半数が、どこ（だれ）にも相談していないという調査結果が出ており、多くの配偶者暴力の被害が潜在化しているおそれがあります。

今後は、配偶者暴力の被害者が迷わず相談できるよう、県、市町、関係機関・団体等の連携のもと、相談窓口のさらなる周知に取り組むとともに、引き続き、相談体制の整備・充実に努めます。

特に、配偶者暴力の相談支援の専門機関として、男女共同参画相談センターについての宣伝活動の強化を図ります。

あわせて、地域における相談体制の充実に図るため、配偶者暴力防止法の改正により、努力義務となった市町の配偶者暴力相談支援センターの設置について、市町への協力要請及び支援を行います。

具体的取組〔17施策〕

A 相談窓口の周知の強化

- a 配偶者暴力の被害者が迷わず相談できるよう、県、市町、関係機関・団体等の連携のもと、啓発資料作成や、各種広報媒体を活用した広報等を通じて、県内の各相談窓口のさらなる周知に積極的に取り組みます。
- b 特に、男女共同参画相談センターについては、配偶者暴力の相談支援の専門機関として、今後さらなる普及啓発と宣伝活動の強化を図ります。
- c あわせて、県民に対し、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力など、配偶者暴力には、具体的にどのような行為が該当するのかについて広く啓発を行うことなどを通じて、配偶者暴力に関する県民の理解を深め、暴力が潜在化しないように努めます。

B 県における相談体制の整備・充実

【男女共同参画相談センター】

- a 県内における配偶者暴力対策の中核施設として、専門的・広域的な対応が求められる事案への対応や、他の相談窓口への助言・支援、関係機関との連携など、総合調整機能を担う拠点施設として整備します。
- b 土曜・日曜及び平日夜間における相談対応や、弁護士、医師、臨床心理士などによる専門相談の実施、フリーダイヤル(DVホットライン)による相談対応など、被害者の立場に立った、利用しやすい相談体制の整備を図ります。
- c 外国語通訳や手話通訳の確保、外国語リーフレットの配付などを通じて、外国人被害者や障害をもつ被害者など、相談に際し支援を必要とする被害者に対しても、適切な対応を行います。

【警察本部・警察署】

- d 警察本部及び各警察署において、被害者からの相談を、休日、夜間を問わず、随時受け付ける体制の充実を図ります。
- e 女性被害者からの相談に対しては、被害者の負担軽減等を図るため、可能なかぎり女性警察官による対応を行います。
- f 配偶者暴力防止法に基づき、被害者から、被害を自ら防止するため援助の申出があった場合は、関係機関と連携し、避難その他の措置の教示等必要な援助を行います。

- C 市町、関係機関・団体等と連携した取組の推進
- a 住民にとって最も身近である市町において、被害者が迷わず相談できるよう、相談窓口についての周知の強化や、庁内関係部署と連携した相談対応などについて、協力要請を行います。
 - b 市町の配偶者暴力相談支援センターの設置や市の婦人相談員の配置について、市町への協力要請及び情報提供等の支援を行います。
 - c 人権擁護機関や、県や市町の社会福祉協議会、民間の支援団体など、配偶者暴力の被害者からの相談に携わる幅広い関係機関・団体等と連携し、相談等の対応を行います。
- D 相談に携わる人材の育成及びケア
- a 被害者からの相談に的確に対応できる体制の整備を図るため、県、市町、関係機関・団体等の相談に携わる職員を対象とした研修等の実施により、相談職員の専門性の向上や被害者への二次的被害の防止、被害者の個人情報の保護の徹底等に努めます。
 - b 配偶者暴力相談窓口用の対応マニュアルを活用し、相談に携わる職員への支援に努めるとともに、その内容の充実を図ります。
 - c 男女共同参画相談センター相談員の資質の向上を図るため、国等が実施する研修会への計画的な派遣に努めます。
 - d 男女共同参画相談センターの相談員が一人で問題を抱え込むことのないよう、困難ケースについては、随時、事例検討会等を開催するとともに、臨床心理士等への相談によるケア及び管理職員による配慮を行います。
 - e 市町等の相談窓口職員に対して、相談業務に対する助言や情報提供等の援助を行うとともに、市町からの求めに応じ、男女共同参画相談センターの職員・相談員をアドバイザーとして派遣し、困難事例などに対する助言・指導や研修等の支援を行います。

3 被害者を保護する体制の整備・充実

被害者の安全の確保を図るため、迅速な発見・保護に向けた環境整備に努めるとともに、被害者の状況に応じた適切な一時保護等の支援に取り組みます。

【これまでの取組の検証】

配偶者暴力の迅速な発見に資するため、配偶者暴力を発見する機会の多い関係者（医療関係者用 1、民生委員・児童委員用、保育・教育関係者用）別の対応マニュアル（以下「対応マニュアル」と記す。）を作成するとともに（平成18年度）、関係者に対する研修を実施しました。

また、一時保護を必要とする被害者に対しては、男女共同参画相談センターにおいて、一時保護を実施するとともに、被害者やその同伴児・者の状況に応じ、心理的ケア等の必要な支援や、民間シェルター 2、児童養護施設等への一時保護委託を行いました。

- 1 医療関係者…医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー等（以下同じ。）
- 2 民間シェルター…民間団体等によって運営されている暴力を受けた被害者が一時的に避難できる施設。居住場所や食事等を提供し、様々な相談に応じるなど、被害者に対する援助を行っている。

【今後の取組の方向性】

配偶者暴力は、家庭内という密室性の高い空間で行われることが多く、実際は深刻な状況であるにもかかわらず、潜在化している場合も多いと考えられることから、支援を必要とする被害者を早期に発見し、安全の確保を図ることが重要です。

配偶者暴力被害者の迅速な発見・保護を行うため、配偶者暴力の被害者を発見した者による通報 についての啓発を強化するとともに、関係者への周知の取組や研修の実施等、関係機関・団体等と連携した取組を推進します。

また、避難場所の提供や、男女共同参画相談センターまでの同行支援等、被害者の緊急時における安全の確保に、市町と連携して取り組むとともに、被害者やその同伴児・者の状況に応じた適切な一時保護等の支援を、関係機関等と連携して実施します。

この場合の「配偶者暴力」は、身体的暴力に限る。以下、通報に関する記載について同じ。

具体的取組〔21施策〕

A 配偶者暴力の通報等に関する体制整備

- a 配偶者暴力の迅速な発見に向け、配偶者暴力の被害者を発見した場合の通報についての意義と必要性、通報先等について、県民に対し広く啓発を行います。
- b 医療関係者に対し、対応マニュアル等を活用し、法制度や配偶者暴力が疑われた場合の対応方法、男女共同参画相談センター等の各種相談窓口などについて、様々な機会を利用して広報を行います。
- c 地域に根ざした活動を行っている民生委員・児童委員に対し、対応マニュアル等を活用し、法制度や配偶者暴力が疑われた場合の対応方法、男女共同参画相談センター等の各種相談窓口などについて、研修会への講師の派遣など様々な機会を利用して広報を行います。
- d 教職員や保育関係者を対象とした会議、研修等様々な機会を利用して、対応マニュアル等を活用し、法制度や配偶者暴力が疑われた場合の対応方法、各種相談窓口などについて周知を図るとともに、被害者とその同伴児への援助や、加害者側からの被害者・同伴児についての問い合わせに応じないこと等について、一層の理解と協力を求めます。
- e 児童相談所や、市町等の児童虐待や高齢者虐待の相談窓口等と相互に情報交換を行い、被害者等の迅速な発見と適切な保護の実施に努めます。

B 通報等への対応と緊急時における安全の確保

- a 男女共同参画相談センターが被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、通報者に対し、男女共同参画相談センターに関する情報の被害者への教示等について協力依頼を行うとともに、被害者と連絡が取れるケースについては、男女共同参画相談センターが行う被害者支援の取組について説明・助言し、必要な保護を受けることについて利用を促します。
- b このうち、通報や相談の内容から児童虐待に当たると思われる場合には、児童虐待の防止等に関する法律に基づき、市町及び児童相談所に通告するとともに、児童相談所と連携を取って、被害者とその同伴児に対する支援に取り組みます。
- c 警察において配偶者暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、救護を要すると認められる被害者の保護を行います。また、刑事事件として立件できるものについては、被害者の意思を踏まえ、検挙するほか、加害者への指導警告を行うなど、被害の再発を防止するための措置を講じます。
- d 市町と連携し、避難場所の提供や、男女共同参画相談センターまでの同行支援等、被害者の緊急時における安全の確保に取り組みます。

- C 男女共同参画相談センターの一時保護所等における支援
- a 被害者について、配偶者暴力を防ぐため緊急に保護する必要があると認められる場合や心身の健康回復が必要と認められる場合等には、男女共同参画相談センターにおいて、被害者等の一時保護を行います。
 - b 心身に被害を受けている被害者に対して、専門の職員による支援を行うとともに、必要に応じて、医師や臨床心理士などの専門相談員によるカウンセリングを実施します。また、被害者の状況に応じて、医療機関等と連携し、適切な支援の実施に努めます。
 - c 外国人や障害を有する被害者に対しては、外国語通訳や手話通訳による対応など情報伝達手段の確保を行います。
 - d 同伴児に対し適切な学習機会を提供するため、教育経験のある生活指導員による学習への支援や学習室の確保を行うとともに、教員免許を有する学習ボランティアによる学習援助・指導を実施します。
 - e 同伴乳幼児に対応するため、プレイルームの確保や遊具等の整備を図るとともに、保育経験等のある生活指導員による保育支援を行います。
 - f 心理的ケアが必要な同伴児に対しては、児童相談所と連携して、専門の職員によるきめ細かな支援を行うとともに、必要に応じて臨床心理士などの専門相談員によるカウンセリングを実施します。
 - g 一時保護所退所後、必要な場合は、婦人保護施設や母子生活支援施設において、被害者等に対する心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行います。
 - h 加害者の追及から逃れるため、県外の施設で一時保護・施設入所する広域措置を行う場合もあることから、県域を越えた被害者の送り出しや受け入れなどについて、円滑に行うことができるよう、他県との情報交換に努めます。
- D 関係機関・団体等と連携した適切な一時保護の実施
- a 同伴する子どもが男子中学生など、男女共同参画相談センターで一時保護することが適当でないと判断される場合には、社会福祉施設や民間シェルター等への一時保護委託や、児童相談所の一時保護所における保護など、関係機関・団体等と連携し対応を行います。
 - b 被害者や同伴児・者の状況等に応じて、適切な一時保護委託ができるよう、社会福祉施設等の委託先の拡充を検討します。
 - c 被害者支援に自主的に取り組む団体等の民間シェルターの設置に対し、支援に努めます。
 - d 被害者が男性の場合や、同伴者が男性の高齢者の場合等においては、民間宿泊施設の活用などにより、適切な保護を実施します。

4 被害者の自立に向けた支援の充実・強化

被害者が地域において安心して生活することができるよう、被害者の状況やニーズに応じた適切な自立支援策の充実・強化に取り組みます。

【これまでの取組の検証】

被害者の自立に向け、住宅の確保、就業、各種援護・支援制度の利用等に関する支援に、市町、関係機関・団体等と連携して取り組みました。

このうち、住宅確保の支援については、市町との連携のもと、公営住宅の優先入居や目的外使用制度の拡充に努めました。

〔優先入居〕	平成18年1月:1町	平成20年4月:11市町
〔目的外使用〕	平成18年1月:2市町	平成20年4月:8市町

また、ハローワーク等への同行による就業支援や、福祉事務所と連携した生活保護等の援護の実施等にも取り組みました。

【今後の取組の方向性】

被害者が、配偶者暴力の被害から立ち直るためには、精神的にも、経済的にも自立して生活を送ることができる必要があります。

被害者が自立して生活することを促進するため、市町、関係機関・団体等と連携して、被害者の状況に応じた、就業や住宅確保などの適切な自立支援策の実施に取り組みます。

特に、被害者が地域において安心して生活を継続していくことを支援するために必要な、被害者に最も身近である市町における相談・支援の連携体制の整備について、市町に対し協力要請を行っていきます。

また、被害者の安全の確保に第一義的に取り組む必要がある中、被害者に関する情報の管理について、さらなる強化・徹底を図ります。

具体的取組〔30施策(うち再掲2)〕

A 被害者の状況に応じた適切な支援の推進

- a 被害者の自立に関わる関係機関は、被害者の状況により、就業や住宅・生活費の確保、子どもの就学等の問題、各種の法手続など、多岐にわたることが多いため、事案に応じ、市町と連携して関係機関への同行支援を行い、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ります。
- b あわせて、被害者の安全の確保と負担の軽減を図るため、関係する事務処理についての手続の一元化について、市町等関係機関に協力要請を行います。

B 経済的自立に向けた支援

- a 被害者の自立を支援するため、福祉事務所と連携し、事案に応じ、生活保護法等の法令に定めるところにより、必要な援護を行います。
- b 被害者の就業を支援するため、男女共同参画相談センターにおいて、公共職業安定所等の就業支援等についての情報提供を行うとともに、必要に応じ、関係機関等への同行を行います。
- c 求職中の人に対し、県内の6県民局でキャリアカウンセリングを実施し、適性、職業経験、能力等に応じた職業設計など就職に関するあらゆる相談に応じ、就職支援を行います。
- d 県立高等産業技術学校や若者就職支援センターにおいて、公共職業安定所等と連携して、職業訓練や、相談から情報提供・能力開発・職業紹介までの一連の就職支援を行います。
- e 新しく事業を始めようとする人に対し、起業に必要な知識を提供する講座の開催や長期・低利の融資制度などによる支援を行います。
- f 母子家庭に対し、母子自立支援員等による相談・情報提供を行うとともに、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、公共職業安定所等と連携して、就業に関する相談や情報提供、講習会の実施、職業紹介に至るまでの一貫した支援に取り組みます。
- g 母子家庭に対し、母子寡婦福祉資金貸付制度や自立支援教育訓練給付金¹、高等技能訓練促進費²に関する情報提供を行います。

1 自立支援教育訓練給付金・・・職業能力開発のため、国が対象とする講座（雇用保険の教育訓練給付制度の指定教育訓練講座等）を受講した母子家庭の母に対して支給

2 高等技能訓練促進費・・・看護師、介護福祉士等の就職に有利な資格を取得するため、2年以上養成機関において修業する母子家庭の母に対し、修業期間中の生活の安定を図るために支給

C 住宅の確保支援

- a 県営住宅の優先入居や被害者が若年単身である場合に対応した目的外使用の実施などの情報提供を行います。
- b 民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人の確保に向けた支援に努めます。
- c 被害者支援に自主的に取り組む民間団体等のステップハウス¹の設置に対し、支援に努めます。
- d 市町営住宅の優先入居や目的外使用の実施について、各種会議や説明会等の開催を通じて協力要請を行います。
- e 市町営住宅の空き室状況等について情報の提供を依頼します。

ステップハウス・・・シェルターでの一時保護の後、すぐに自立生活に移れない被害者が、心のケアや自立に向けた準備をするための中間的な施設。

D 子どもに対する支援

- a 被害者と同居する子どもの区域外就学の弾力的な運用や保育所への優先入所等について、市町等関係機関に協力要請を行います。
- b 教職員や保育関係者を対象とした会議、研修等様々な機会を利用して、対応マニュアル等を活用し、法制度や配偶者暴力が疑われた場合の対応方法、各種相談窓口などについて周知を図るとともに、被害者とその同伴児への援助や、加害者側からの被害者・同伴児についての問い合わせに応じないこと等について、一層の理解と協力を求めます。（再掲）
- c 児童相談所、精神保健福祉センター、健康福祉センター、市町保健センター等関係機関と連携し、必要に応じ、被害者と同居する子どもの心のケアを図ります。

E 地域における支援

- a 配偶者暴力に関する関係機関・民間団体で構成する「山口県配偶者暴力相談支援連絡協議会」において、被害者が地域において安心して生活できるための支援体制や方策等について検討します。
- b 地域に根ざした活動を行っている民生委員・児童委員に対し、対応マニュアル等を活用し、法制度や配偶者暴力が疑われた場合の対応方法、男女共同参画相談センター等の各種相談窓口などについて、研修会への講師の派遣など様々な機会を利用して広報を行います。（再掲）
- c 地域における被害者への支援を促進するため、被害者支援に意欲を持つ県民を対象とした講座・研修等を実施します。
- d 被害者が地域において安心して生活を継続していくことを支援するために必要な、被害者に最も身近である市町における、関係部署、関係機関・団体等による相談・支援の連携体制の整備について、市町に対し協力要請を行います。
- e 被害者の自助グループの活動を援助するため、交流場所の確保や指導者等の派遣などの支援に取り組みます。
- f 精神保健福祉センター、健康福祉センター、市町保健センター等関係機関と連携し、必要に応じ、被害者の心のケアを図るとともに、被害者の心のケアに関する理解を促進するため、精神保健福祉センターにおいて、保健、医療、福祉等の関係者を対象とした研修を実施します。

F 保護命令制度の利用等や司法手続きに関する支援

- a 男女共同参画相談センターにおいて、事案に応じ、被害者に対し保護命令制度についての情報提供等を行い、被害者が保護命令の申立を希望する場合は、円滑に保護命令の申立てができるよう支援を行うとともに、申立後の留意事項や一時保護制度の活用等について、被害者へ情報提供を行うことなどにより、被害者の安全の確保に努めます。
- b 保護命令が発せられた場合は、男女共同参画相談センターにおいて、速やかに被害者と連絡を取り、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うとともに、警察と連携を図って、被害者の安全の確保に努めます。
- c 警察において、事案に応じ、被害者に対し保護命令制度について教示を行うとともに、保護命令が発せられた場合には、速やかに被害者等と連絡を取り、配偶者暴力による被害を防止するための留意事項や緊急時の迅速な通報等について教示し、あわせて、加害者に対しても、必要に応じて、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行います。
- d 男女共同参画相談センターにおいて、弁護士による法律に関する専門相談などの支援を行うとともに、弁護士会等の法律相談窓口や日本司法支援センター（愛称：法テラス）の民事法律扶助制度 などの情報提供に努めます。

民事法律扶助制度・・・離婚や金銭、不動産など民事の紛争をかかえる人で、収入が一定基準以下の人に対し、無料法律相談や裁判代理費用の立て替えなどの援助を行う制度

G 被害者等の個人情報の保護の徹底

- a 被害者及びその関係者の安全の確保を図るため、被害者や被害者と同居する家族、さらには支援者などの個人情報の保護について、担当者会議や研修会等の様々な機会を利用して、市町や、教育委員会、学校等の関係機関に周知徹底を図ります。
- b 福祉事務所や、健康保険、国民年金、児童手当等の相談窓口において、適切な対応の徹底による二次的被害を防止することや、扶養照会を行わないなどの被害者の立場に立った取り扱いがされるよう、各種会議や監査等を通じて、関係機関に周知を図ります。
- c 住民基本台帳事務における支援措置の申し出など、被害者の住所等の秘密を保持するための支援措置について、積極的に情報提供に努めます。

5 市町、関係機関・団体等との連携・協働の推進

「山口県配偶者暴力相談支援連絡協議会」を中心とする連携・推進体制のもと、市町、関係機関・団体等と連携した取組を進めます。

【これまでの取組の検証】

配偶者暴力に関する21の関係機関・民間団体で構成する「山口県配偶者暴力相談支援連絡協議会」を開催し、配偶者暴力に関する情報の交換や、相談対応マニュアルの作成等、被害者への支援のための相互協力に取り組みました。

また、各種会議の開催等を通じて、配偶者暴力対策に関し、市町との連携の強化を図るとともに、積極的な取組実施について協力要請を行いました。

さらには、民間支援団体等の活動支援に努めるとともに、配偶者暴力防止に向け、団体等との協働による啓発活動などにも取り組みました。

【今後の取組の方向性】

配偶者暴力の防止及び被害者の保護を効果的かつ効率的に進めていくためには、配偶者暴力に関する関係機関・団体等との連携が不可欠となります。

引き続き、「山口県配偶者暴力相談支援連絡協議会」を中心に、関係機関・団体間の連携強化を図るとともに、協議会の機能強化にも取り組みます。

また、配偶者暴力の防止及び被害者の保護に向け、適切な役割分担のもと、住民に身近な市町と連携した取組の強化を図るとともに、市町の主体的な取組への支援を行います。

特に、配偶者暴力防止法の改正により、努力義務となった市町の配偶者暴力対策基本計画の策定について、市町への協力要請を行います。

さらには、関係団体等の行う、配偶者暴力の防止や被害者支援対策に向けた、自主的な活動への支援を行うとともに、効果的な施策の推進に協働して取り組みます。

具体的取組〔10施策(うち再掲1)〕

A 関係機関の連携・協力

- a 配偶者暴力に関する関係機関・民間団体で構成する「山口県配偶者暴力相談支援連絡協議会」を中心に、関係機関・団体間の連携強化を図るとともに、協議会の機能強化に取り組みます。
- b あわせて、新規の課題等に的確に対応するため、必要に応じて、新たな機関・団体の「山口県配偶者暴力相談支援連絡協議会」への参画について検討します。

B 市町への支援と連携

- a 配偶者暴力防止法や基本方針の趣旨を踏まえ、配偶者暴力の防止及び被害者の保護に向け、適切な役割分担のもと、住民に身近な市町と連携した取組の強化を図ります。
- b 各種会議、研修会等を開催し、配偶者暴力対策の推進に向けた必要な情報の提供や意見の交換等を行うとともに、配偶者暴力対策に関する市町の主体的な取組を支援します。
- c 特に、市町の配偶者暴力対策基本計画の策定について、市町への協力要請及び情報提供等の支援を行います。
- d 被害者が地域において安心して生活を継続していくことを支援するために必要な、被害者が居住し、被害者に最も身近である市町における、関係部署、関係機関・団体等による相談・支援の連携体制の整備について、市町に対し協力要請を行います。(再掲)

C 民間団体等との連携・協働

- a ボランティア団体、NPO など県民活動団体の持つ自主性・主体性を尊重しつつ、情報提供や意見交換を通じて、その活動を支援するとともに、配偶者暴力対策に関する効果的な施策の推進に協働して取り組みます。
- b 財団法人やまぐち女性財団と連携し、配偶者暴力対策を推進する民間支援団体等の自主的な活動への支援を行います。

NPO・・・Non-Profit Organization の略。営利を目的としない民間団体を指す言葉として用いられており、まちづくり、福祉、教育など様々な分野で組織的な活動を行う。このうち、特定非営利活動促進法に基づく法人格を有する特定非営利活動法人(NPO法人)は、平成21年1月27日現在で県内に324法人(山口県知事認証分)が設立されている。

D 苦情に対する適切かつ迅速な処理

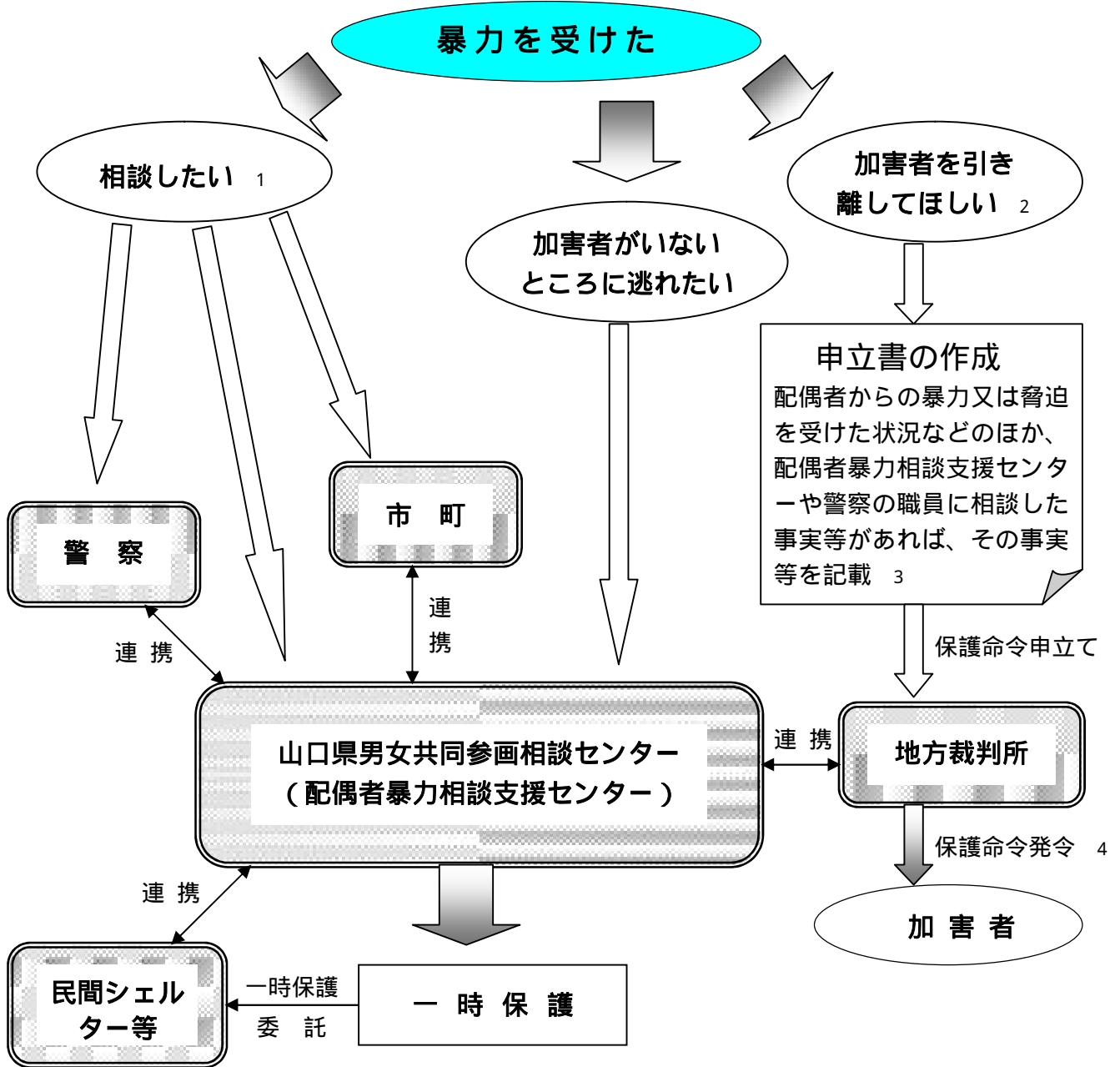
- a 県における男女共同参画に関する苦情処理制度の受付窓口(県男女共同参画課)等について、啓発用パンフレットやホームページ等に掲載するなど一層の広報・啓発に努めるとともに、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して、被害者から苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切な対応を行います。
- b 市町の関係機関に、苦情の申出を受けたときは、迅速な処理など適切な対応を行うよう協力要請を行います。

参 考 資 料

目 次

被害者支援の流れ	25
計画改定に当たっての県民意見（パブリック・コメント）の概要	26
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	27
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（概要）	37

被害者支援の流れ



1 相談機関

男女共同参画相談センター	相談（一般相談、専門相談〔弁護士・医師・心理の専門家〕） 一時保護 自立支援 情報提供（シェルター利用、保護命令等）等
警察	暴力の制止 被害発生防止のために必要な措置・援助 等
市町	相談 自立支援 情報提供（相談機関の紹介等）等

上記のほかにも、国の機関や民間支援団体の相談窓口があります。

2 身体に対する暴力又は生命等に関する脅迫に限る

3 配偶者暴力相談支援センター（山口県内は男女共同参画相談センター及び宇部市男女共同参画センター・フォー（H21.3現在））や警察に相談していない場合は、公証人役場で認証を受けた書類を添付

4 ・接近禁止命令（被害者、被害者の子又は親族等）、電話等禁止命令、退去命令
・命令に違反すれば、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画の 改定に対する県民意見募集（パブリック・コメント）の結果概要

1 県民意見募集の実施

(1) 実施期間

平成20年12月3日（水）～平成21年1月6日（火）

(2) 公表方法等

県庁情報公開センター及び各地方県民相談室に、基本計画（改定版）の骨子案を備え付けるとともに、県男女共同参画課ホームページにも両資料を掲載し、誰もが自由に閲覧できるようにしました。

(3) 募集方法

郵送、FAX、電子メールで意見を募集しました。

2 提出のあった意見

2名から20件の意見提出があり、その内容は次のとおりでした。

区 分	件数	概 要
計画全般に関すること	1	具体的取組の記載方法に関するもの。
柱の1 に関すること	6	交際相手からの暴力（いわゆる“デートDV”）への対策に関するもの、加害者更生に関するもの 等
柱の2 に関すること	4	相談窓口の充実に関するもの、相談に携わる人材の資質の向上に関するもの 等
柱の3 に関すること	1	同伴児に対する支援に関するもの
柱の4 に関すること	7	情報の管理の徹底に関するもの、関係する事務処理手続の一元化に関するもの、被害者の心のケアに関するもの 等
柱の5 に関すること	1	被害者の支援に向けた、民間シェルターとの協働に関するもの

5つの柱

- 柱の1 配偶者暴力を許さない社会の実現
- 柱の2 被害者が迷わず相談できる体制の整備
- 柱の3 被害者を保護する体制の整備・充実
- 柱の4 被害者の自立に向けた支援の充実・強化
- 柱の5 市町、関係機関・団体等との連携・協働の推進

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成13年4月13日法律第31号

最終改正：平成19年7月11日法律第113号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条 - 第5条）

第3章 被害者の保護（第6条 - 第9条の2）

第4章 保護命令（第10条 - 第22条）

第5章 雑則（第23条 - 第28条）

第6章 罰則（第29条・第30条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的しゅう羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意

(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この

場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該

保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第6章 罰則

第29条 保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成16年法律第64号〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成19年法律第113号〕〔抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（概要）

平成 20 年 1 月 11 日
内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第 1 号

第 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成 13 年 4 月、法が制定され、平成 16 年 5 月には、法改正が行われ、平成 16 年 12 月に施行されるとともに、基本方針が策定された。平成 19 年 7 月に法改正が行われ、平成 20 年 1 月 11 日に施行された。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発

見た場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適切と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。外国人登録原票については、原則として非公開であり、その取扱いには十分な注意が求められることについて、徹底することが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭

等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

被害者が被害を受けている旨の証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が社会保険事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が必要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の
保護に関する基本計画（改定版）

発行 平成21年(2009年)3月

編集 山口県環境生活部男女共同参画課

〒753-8501 山口市滝町1番1号

TEL 083-933-2630

FAX 083-933-2639

ホームページ <http://www.danjo.pref.yamaguchi.lg.jp>

夢わかちあい
個性きらめく明日へ
～男女共同参画社会～



山 口 県